

四條畷市国民健康保険の傷病手当金について

□支給対象となる方

以下の全てに該当する方

- ・四條畷市国民健康保険に加入している。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染しまたは発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができなかった。
- ・労務に服することができなかった日の給与が、全部または一部減額された。
- ・勤務先に雇用され、給与の支払いを受けていること。

□支給対象日数

労務に服することができなくなった日から起算して、連続して3日間の待期期間を経過した後、4日目以降の労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

□計算方法

$(\text{直近3か月における給与収入の合計額}) \div (\text{左記期間の就労日数}) \times (2/3) \times \text{支給対象日数}$
※給与の一部の支払いを受けている場合で、給与等の支払われた額が傷病手当金の支給額よりも少ない場合はその差額が支給されます。なお、1日当たりの支給額には上限があります。

□申請方法

「申請に必要な書類」を下記の「問い合わせ先・申請書提出先」に提出してください。

<申請に必要な書類>

- ①様式第1号（世帯主記入用）
- ②様式第2号（被保険者記入用）
- ③様式第3号（事業主記入用）

※事業主に作成を依頼してください。

- ④様式第4号（医療機関用）

※医療機関に作成を依頼してください。

※取得が難しい場合は代替書類を添付してください。

例) 公的機関からの「My HER-SYS (マイハーシス) による療養証明書」、「療養期間証明書」又は「SMS (ショートメッセージサービス) による通知」を印刷出力したもの。

<問い合わせ先・申請書提出先> ※郵送でも受付しております。

住所：〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

担当：四條畷市健康福祉部 保険年金課

電話：072-877-2121（内線：613）／電話：0743-71-0330（内線：613）

裏面もご確認ください

□よくある質問

Q. どんな人が「新型コロナウイルス感染症に感染した」に該当しますか？

A. 医療機関でPCR検査を受けた結果、陽性となった方です。

Q. どんな人が「発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる」に該当しますか？

A. ①息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある、②重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある、③上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く、に該当しているかどうか等を基に判断します。

なお、医療機関を受診せずに症状の改善が見られた場合、PCR検査を受けた結果が陰性であった場合でも、申請者（世帯主）からの申請書や事業主が発行する就労証明書で、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる状態であったと判断できたときは、傷病手当金の支給対象となる場合があります。

Q. 濃厚接触者となったため、事業所から労務の自粛を求められた場合も対象となりますか？

A. 傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染の疑いがある方を対象とした制度であり、濃厚接触者となったことによる自粛は傷病手当金の支給対象となりません。

また、事業所内の他の従業員に感染者が出たなどの理由により、事業所自体が一時的に閉鎖（営業自粛等）された場合や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業所自体が廃止（倒産等）となってしまった場合も、傷病手当金の支給対象となりません。

Q. 個人事業主は傷病手当金の支給対象となりますか？

A. 傷病手当金は、「事業主から給与を受けている被用者」を対象とした制度であるため、被用者ではない個人事業主は傷病手当金の支給対象となりません。

Q. 会社の被用者保険に加入中であるが、被用者保険にも傷病手当金の制度はありますか？

A. 被用者保険においても傷病手当金の制度がありますが、支給要件や申請方法等についてはご加入中の健康保険やお勤め先にご確認ください。